

# 総務市民常任委員会会議録

〔令和4年6月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和4年6月13日(月)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議案 第35号	令和4年度筑紫野市一般会計補正予算(第3号)について	財政課	3
	所管事務 調査	本庁舎男性・多目的トイレ内サニタリーボックス設置状況について	管財課	14
	所管事務 報告	筑紫野市国土強靱化地域計画(案)のパブリックコメント実施について	危機管理課	18
	所管事務 調査	避難所に関する協定について	危機管理課	23
	所管事務 報告	高齢者運転免許証自主返納等支援事業について	企画政策課	26
	所管事務 調査	新型コロナ対策・物価高騰対策に係る補助金について	企画政策課	30
	所管事務 調査	デジタル田園都市国家構想について	企画政策課	36
	所管事務 調査	マイナンバーカード登録進捗状況及び紛失時の対応について	市民課	41

令和4年第3回（6月）筑紫野市議会定例会  
総務市民常任委員会

○日 時

令和4年6月13日（月）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	波多江 祐介	副委員長	八 尋 一 男
委員	横 尾 秋 洋	委員	辻 本 美惠子
委員	鹿 島 康 生	委員	坂 口 勝 彦
委員	段 下 季一郎		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（9名）

議員	山 本 加奈子	議員	城 健 二
議員	上 村 和 男	議員	阿 部 靖 男
議員	前 田 倫 宏	議員	白 石 卓 也
議員	西 村 和 子	議員	下 成 正 一
議員	宮 崎 吉 弘		

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（15名）

企画政策部長	桑 野 晋 一	企画政策課長	中 尾 泰 明
企画政策担当係長	齊 田 誠	デジタル政策担当係長	力 武 晋 平
総務部長	宗 貞 繁 昭	財政課長	鶴 川 和 宜
財政担当係長	尾 形 基 貴	財政担当主任	原 田 裕 介
危機管理課長	中 村 昭 治	危機管理担当係長	森 田 健太郎
管財課長	永 利 俊 美	管財担当係長	永 田 裕 二
市民生活部長	杉 村 真 子	市民課長	江 中 誠
整備担当係長	下 川 玉 貴		

○出席事務局職員（3名）

局 長 嵯 峨 栄 二  
主 任 松 崎 直 子

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前10時00分

---

○委員長（波多江祐介君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件をお諮りいたします。9名の議員が傍聴に出席していますので先に御報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般市民の方1名より傍聴の申出がっておりますので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

〔傍聴者入室〕

---

休憩 午前10時00分

再開 午前10時00分

---

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆様に念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、私の指名を受けた後にマイクのスイッチを押していただき、発言いただきますようお願いいたします。発言の際は、ハウリング防止のため、口元にマイクを近づけて御発言をお願いいたします。また、傍聴者の皆様へ、コロナ感染症予防の観点から私語はお控えいただきますようお願いいたします。

なお、皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用していただきますようお願いをいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思います。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） おはようございます。総務部の宗貞でございます。

まず、8日の6月議会初日において、補正予算第2号を審議、御可決いただき、ありが

とうございました。それぞれの事業をさらに検討を進め、スムーズに事業が行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございました。

本日、補正予算第3号について御説明を申し上げたいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

出席職員を紹介させていただきます。

財政課長の鶴川でございます。

○財政課長（鶴川和宜君） 鶴川と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当、尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当、原田でございます。

○財政担当主任（原田裕介君） 原田と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第35号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第3号）について執行部から説明をお願いいたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、議案第35号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,854万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341億1,185万8,000円とすることとしております。

補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書に沿って御説明をいたします。

提案内容補足説明書の27ページをお開きください。中ほどに歳出予算補正の主な内容ということで記載をしておりますが、今回補正をいたします主な事業内容について御説明をいたします。

まず、防災事務事業についてでございます。内容としましては、自治総合センターによる地域防災組織育成助成事業を活用し、行政区の屋外拡声器等の整備に対して助成を行うものです。補正額は130万円でございますが、具体的には、西小田区の防災用のスピーカーや操作卓、アンテナなどの整備に対して助成をする予定としております。

次に、高齢者運転免許証自主返納等支援事業でございます。内容としましては、交通安全対策のため、運転免許証の自主返納などを行った高齢者に対し、公共交通機関の乗車券などを支給するものでございます。補正額は262万円でございますが、具体的にはコミュニティバスの回数券など約1万円相当の乗車券を、1回限りとなりますけれども、移動支援のために支給したいと考えております。

次に、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業でございます。内容としましては、令和3年度の事業費精算に伴い、既に受領している国庫支出金の返還を行うものでございます。補正額は1億2,948万円でございますが、補助金の概算払い制度を活用しまして、前年度に受領した金額に対して前年度に執行した金額が少なかったということで、その差額分を国に返還するものでございます。この未執行分については、令和4年度予算に計上して返還処理をするよう、これは全国的な話となりますけれども、国のほうから求められています。

次に、28ページに移りまして、児童福祉施設整備事業でございます。内容としましては、今年度、小規模保育事業所の整備について公募をかける予定としておりますが、国の補助基準額と補助率の引上げによる補正でございます。補正額は1,950万円でございますが、財源につきましては、後ほど御説明いたしますが、3分の2の国の補助金を活用することとしております。

次に、二日市保育所運営事業でございます。全体的な取組としまして、民間保育園との給与格差を是正するため、公立保育所などに勤務されてある会計年度任用職員さんの処遇見直しを行いたいと考えておまして、この事業の補正額は123万1,000円としております。この事業につきましては、二日市保育所に勤務されてある会計年度任用職員さんの報酬などを計上している事業でございますが、このほかにも、街道保育所運営事業など公立保育所や公立の幼稚園に勤務されている会計年度任用職員さんに係る予算についても併せて増額を行っております。なお、対象となる職種としましては、保育士さんはもちろん、調理員や看護師さんも含めて見直しを行う予定としております。

次に、歳入予算補正の主な内容でございます。

まず、民生費国庫補助金についてでございます。さきの歳出部分で御説明いたしました、児童福祉施設整備事業の財源として補助率などが引き上げられておりますので、2,466万6,000円を計上しているものでございます。

次に、総務費県補助金についてでございます。こちらは、高齢者運転免許証自主返納等

支援事業の財源として62万5,000円を計上しているものでございます。

そして最後に、その下の前年度繰越金についてでございます。

こちらは住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業における国庫支出金返還金の財源として1億2,948万円を計上しているものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 歳出予算補正の主な内容の高齢者運転免許証自主返納等支援事業で262万円の予算が出てますが、70歳以上だと思うんですけど、この根拠はどうなんでしょう。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） この262万円の内訳は、報償費が250万円、あと消耗品費で12万円を計上しているところでございます。

この報償費の250万円についてなんですが、今回、対象者につきましては約250人の方が対象になると見込んでいるところでございます。その方に対して約1万円相当の乗車券を支給したいという内容になってますので、250人掛ける1万円で算定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） もう1点、年齢ですかね。

○委員（坂口勝彦君） 70歳以上となっていると思うんですけど、この250人というのは、このぐらいだろうというおおよその予測でいいですか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、対象の方については、委員おっしゃられるとおり70歳以上の方を対象と考えております。それで、250人とした根拠について御説明いたしますと、ここ3年間の免許返納の件数を見ますと、3年間の平均で年間355人になってます。今回、この取組については、今年の8月から開始をさせていただきたいと考えておりますので、8か月分ということで、それを計算すると大体237人になるんですけども、若干の余裕を持って250人と想定しているところでございます。

以上でございます。



○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 歳入予算補正のところの総務費県補助金、高齢者運転免許証自主返納等支援事業補助金、これは2分の1ということなんですけども、これは事業を行なって、今回8か月分250人ということなんですけども、返納した初回のみ分しか毎回県から補助金の2分の1というのはいらないのか。1回限りですか。翌年は対象者が別になると思うんですよ。要は、こういうのを1回限りじゃなくて継続的にするというふうになる場合に、県からのこういった補助金というのはいずっと使えるのか。対象者が増えていく場合はだんだん金額が増えていくと思うんですけど。その点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 県の補助金の今回62万5,000円計上してる分が今年度限りなのかという御質問でよろしいですか。

○委員（段下季一郎君） 1回限りしかこれは支給されないということですか。返納した方は、次の年度、その次の年度とかにずっとこの1万円が支給されるというわけじゃないですよ。なので、その場合はもしかしたら市の手出しになる、補助がないので。次年度、新たに対象になった人はこの県の補助金は今年度と同じく使えると思うんですけど。返納した人はですね。ただ、昨年返納した人とか、おとし返納した人、2年、3年してですね、はこの県の補助金というのはいもらえるのか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、今回の助成については、市のほうから対象者の方には1回限りで考えております。その助成した年に年間を通じて何人の方に助成をしたんですかというところで県のほうは計算をされるので、返納されて市が支給をした方を集計して県のほうに申請をします。その年その年の対象者に対して県から補助金として来る。だから当然、来年度対象者がいらっしゃれば、その分に対して県から——この事業を継続している限りはこの補助金自体は、今のところ県のほうから例えば補助金は、今年限りですよとかという通知はありませんので、今の状態であれば毎年毎年、市のほうが助成をした人数に対して県のほうからその補助が来るという形になろうかと思えます。

○委員長（波多江祐介君） この件につきましては、後ほど所管事務報告を受けますので、補正予算について、予算措置について御質問をいただければと思います。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 事業費が対象者250人で1万円相当の250万円ということで、それに対して、書き方の問題だと思うんですが、県が2分の1で補正が62万5,000円というのはどういうことなのか、歳入と歳出の関係で説明していただけますか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、補助率については、委員おっしゃるとおり確かに2分の1となっております。この県の補助金については、補助の限度額が1人当たり2,500円と定められているのでこの金額になるということでございます。

繰り返しになりますが、対象者を250人と見込んでおりまして、1人当たり2,500円というのが補助の限度額になってますから、2,500円掛ける250人、これで62万5,000円という歳入予算を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 児童福祉施設整備事業の件です。詳細な中身に入ってくると文教福祉の所管になるのかなと思うんですけど、もう少し小規模保育事業所の整備の内容をきちんと教えてくれませんか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 小規模保育事業所は、簡潔に申し上げますと定員が約19名ほどの小さい規模の小規模保育所であり、今年度、公募したいということで当初予算に計上させていただいております。

今回、補正を改めてさせていただいておりますが、今年の4月時点での待機児童数を踏まえて改めて県のほうに確認をしましたところ、国の補助基準額と補助率の引上げができるということが判明いたしましたので、今回、補正予算に計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この小規模保育所の事業の19名というのは、ゼロ歳児から5歳児までの全部を対象にして19名という判断ですか。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○委員長（波多江祐介君） 会議を再開いたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） この小規模保育所の対象としている定員19名は、ゼロ歳から2歳の児童を対象としてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これから先は文教福祉の話になっていくから、ちょっと問題提起だけします。文教福祉の委員長さんもおらっしゃるようですから。ゼロ歳から2歳で19名の保育所を新設するということが自体が現実的なのかなと思うよね。ゼロ歳から2歳までの人たちが卒園していったら、3歳から後の5歳までの小学校に入るまでの期間、どう保育していくのかなということがちょっと気になってるんですね。だから、ゼロ歳から2歳で19名といったら、保育所の経営が成り立つんだろうか、実際そういうことで公募をして応募があるのかなと思います。これ以上は文教福祉の所管に入ると思うので、その辺でとどめておきたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 11ページの歳入のところ、保育対策総合、これが今2,466万6,000円なんですけど、これとこの児童福祉施設の整備事業の1,950万の関係ですね。2分の1が何なのか、3分の2が何なのか、それを説明していただけたらと思います。

○委員長（波多江祐介君） 補正予算書の11ページですね。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 数字としてはなかなか口頭で御説明しづらいところもあるんですけど、まず、今回補正の内容としては、補助基準額を増やすという分と補助率を引き上げるという二つがございます。まず、補助基準額については、1園当たりこれまで2,200万円が対象であったものを3,500万円に引き上げますよというのが一つあります。補助率については、これまで2分の1補助であったものが3分の2の補助に引き上げられるということが概要となります。

今回、これを計算していくと歳入としてはこの金額になるんですけども、冒頭、計算がなかなか説明が難しいとお話ししたのが、総事業費は1園当たり3,500万円になるんですけども、財源の内訳でいきますと、まず国が3分の2なんです、市の負担が12分の1になる。併せて事業者負担の4分の1というのがございますので、これを厳密に計算していくと、最終的には2園分ですので、園の補助金が4,666万6,000円になるということで、当初予算では補助金を2,200万円計上していましたので、その差額分の2,466万6,000円を今回、補正で上げさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今のは歳入の説明だけで、歳出のほうの1,950万円は。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、歳出について御説明をいたします。

今回、補正として1,950万円を計上させていただいておりますが、まず、当初予算では3,300万円計上しておりましたので、補正後の金額でいきますと5,250万円となります。これは2園分で5,250万円ということでございます。全体の事業費自体は2園で7,000万円になるんですけども、7,000万円からこの5,250万円を差し引いた分が事業者負担分の4分の1となります。すみません、ちょっと説明が長くなっていますが、この補正後の5,250万円というのが国と市が負担する分の合計でございます。2園分の合計が5,250万円になるということで、最終的な補助基準額と補助率を計算しまして、当初予算で上げて分との差額を今回、補正をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時26分

再開 午前10時30分

---

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 27ページに戻るんですけど、3番目ですね。住民税非課税世帯等

への臨時特別給付金支給事業なんですけど、令和3年度事業費事業費精算に伴い国庫支出金の返還を行うものと書いてあるんですけど、もともと令和3年度までに対応する額が令和4年にまたがったというか、そういった形で、令和3年度のときに対応される方に余ったというか……。伝え方がちょっとおかしくなったんですけど、何となく分かってもらえましたか。

非課税世帯に支援をするという予算だったんですけど、この1億2,948万円を1回返還するということというのは、本当はこれは返還をしなくてもいいぐらい予算があったけれども、対応ができなくて余ったから1回返したという形なんですか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 余ったからという捉え方がどうなのかというところがあるんですけども。まず、今回のこの補助金については10分の10の補助であったというところで、昨年度、概算払い制度を使って国からお金を先にもらってる。資金不足とかが生じないように先にお金をもらってる。それに対して、令和3年度執行した額が少なかったなので、その差額分を返還するというところでございます。

返還の理由については、今回、給付の対象になるのは非課税世帯の方、そして、家計急変の方、主にはこの2つになるんですけども、後に言いました家計急変世帯の方が昨年度はもっと出てくるだろうというところで先にお金をもらってたんですけども、幸いにして家計急変で申請をされた方が少なかったということでこの1億を超える金額になったという状況でございます。

以上でございます。

○委員（坂口勝彦君） 丁寧な説明をありがとうございました。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） それで言えば、概算払いで国庫からいただいていた当初の非課税世帯は何世帯なのか。こちらのほうは前年度、令和2年度の数字をもらっていますが、若干数字が違ってる。で、今の家計急変のほうは、幸いにして少なかったということなんですけど、それは考えがちょっと違うような気がします。これは文教の資料に出てきて、この間お話を聞いたら50世帯ぐらいだったのが59世帯だったと。知らされていないというか、知ることができなかった人が多くて、少なかったというだけの話ではないかなと。

概算払いで幾らを国からいただいていたのかということを知ったら、実際のところどれだけ給付して、残りのこれだけ給付していないものを返すんだという説明を件数と金額で説

明していただいたらいいのかなと思います。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 金額でまず御説明いたします。昨年度、概算で受け取っていた金額は10億8,232万2,000円、それに対して令和3年度に執行した金額というのが9億5,284万2,000円でございます。その差が1億2,948万円で、この差額分を返還するということでございます。

件数でいきますと、これは全体の件数になりますけれども、まず概算で見込んでおったのが約1万1,000世帯でございますが、実際に支給した数は全体で9,359世帯でございました。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 先ほどの質問で、非課税世帯は把握されてる、家計急変の分が見込みより申込みが少なかったというお話だったんですけど、そういうことであれば、非課税世帯で把握してある金額と家計急変を予測して立てた分の差というのは分かりませんか。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 家計急変世帯に絞ってお答えしますと、想定では1,300世帯出てくるんじゃないかと思込んでいたんですが、実数としては59世帯でございました。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、家計急変を1,300世帯と想定してた根拠は何だったんですか。1,300と実際の59世帯というのは、本当にそれは手を尽くせなかったのか、あるいは、本当にさっき言われた筑紫野市としてはラッキーなことにそれほど困窮してる人がいなかったのか。急変した人がいなかったのならそれは幸いなことだけれども、もしかして想定が1,300世帯にもかかわらず59世帯しか申請あるいは給付決定に至らなかった理由を考えるべきではないかなと思うので、1,300世帯の根拠をお願いします。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 1,300世帯の根拠については、コロナ禍で状況が読めない中、家計が急変されるであろうという方を、正確な数字として出すのは難しいというところで、近隣他市の状況も見た上でこれぐらい出てくるのではなかろうかというところで、あくま

で見込みの数字で出ささせていただいてというのが昨年の予算のときの話でございます。

今回、委員おっしゃられるとおり、予想より随分少ないじゃないかというところで、これは財政のほうでもちょっと気になりまして、近隣の状況も確認をしております。具体的にどこが何人というところは申し上げにくいんですが、全く家計急変で申請が出てない自治体もあれば、一番多くて63世帯であったというのが近隣の状況でございます。

周知については、できる限り分かりやすくというところで、ホームページとか通常やってるSNSはもちろんなんですが、各種相談窓口にもチラシを置いて、周知をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 保育所関係の会計年度任用職員の方の給与の見直しを今回計上されて、本当によかったなと思ってるんですけど、大体1か月当たりどれぐらい上がるのかという数字をざくっと。それと、今回のこの計上の対象になった方は何人ぐらいいらっしゃるのか、その数字だけ。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今回、対象の職種は、繰り返しになりますが、保育士さん、調理員さん、看護師さんなど様々な業種にわたっております。その1か月当たりの引上げ幅としましては、月額で申し上げますと、職種によりましては3,710円から5,830円の引上げになるというところでございます。次に対象者につきましては、約120名の方が対象になるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

私から最後に1点だけですが、今回の補正予算で令和4年度の補正で2号、3号と分けられて、2号については執行部のほうからも迅速に支援につなげたいということで行われておりました。今回の非課税世帯への臨時特別支援給付事業ですが、先ほどのお話で、最大限見込んで行きつくようにということで、実際は申請が見込みよりも少なかったけどもというお話がありましたけども、今回、2号の補正でプッシュ型というお話がありました。ぜひ対象の方の件数よりも対象となられる方がこの給付申請に、特に家計急変の世帯については申請しやすいように、先ほど申し上げましたように広い告知と周知につ

なげていただきたいというのが1点。

もう1点が、他の市町村で急いでのあまりか振込が誤ってたと。その後もまだ解決をしてない問題がありますけども、迅速かつ正確に、事故等がないように御対応をお願いしたいと思っております。

ただいまから討論を行います。議案第35号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第35号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第3号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、職員の方から御説明をお願いいたします。  
宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 所管事務調査2件、所管事務報告1件、総務部からの調査報告を説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

出席職員の紹介をさせていただきます。

管財課の課長をしております永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 永利です。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） 管財課管財担当の係長であります永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 永田です。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしく申し上げます。



○委員長（波多江祐介君） それでは、説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、本庁舎の男子用個室トイレ及び多目的トイレ内のサニタリーボックスの設置状況でございます。

まず、配付しております資料の1ページを御覧ください。

まず、サニタリーボックスです。サニタリーボックスとは、写真添付しておりますが、生理用品等を捨てたりする小さなごみ箱のことです。

次に、本庁舎のみんなのトイレ、いわゆる多目的トイレでございます。本庁舎につきましては、福岡県福祉のまちづくり条例に基づいて認定された建物でございます。この福岡県福祉のまちづくり条例では、オストメイト利用者等への配慮といたしまして、用途面積が2,000平米以上の建物につきまして、1以上の福祉型トイレに、人工肛門または人工膀胱を使用されている方のために水洗器具を設置し、出入口またはその付近にその旨を表示することとなっております。また、設置が望ましいものとして、給湯設備やサニタリーボックス等の設置があります。本庁舎のみんなのトイレは、記載しております基準を満たしたトイレとなっております。参考までに、福岡県福祉のまちづくり条例手引書整備基準等の解説の抜粋、福祉型トイレの設計例、本庁舎のみんなのトイレの写真を添付しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

次に、本庁舎における男性トイレ及びみんなのトイレ内のサニタリーボックスの設置ですが、現在、男性用個室トイレにはサニタリーボックスは設置しておりません。みんなのトイレにつきましては、各階1か所につきサニタリーボックスを1個設置しているところでございます。

なお、現在のところ、所管課に対しましてオストメイト利用者等からの男子トイレ内のサニタリーボックス設置等の要望はございませんが、引き続き市民の声に耳を傾けながら、本庁舎の利便性の向上に努めていきたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 今回、この所管事務で男子トイレのサニタリーボックスを上げさせていただきましたけれども、市民の方で前立腺がんの罹患者は手術後に尿漏れをして

ると。ほかにもいろいろ新聞報道等を見てますと、膀胱がんとかそういった方が手術後に尿失禁、尿漏れでパッドを利用してる方がかなり増えてるということがありまして、2017年に民間会社が調査したところによると、60代の高齢男性、健常のそういった病気とかに罹患してない男性でも約3割ぐらい、70代では半分近くが尿漏れの経験とかがあって、尿漏れパッドを使用する男性というのがすごく増えてます。

ただ、男性ということでちょっとプライドとかもあってなかなか言い出せないということもありまして、設置が進んでないといった現状があります。そういった中で、さいたま市とか、あとは埼玉の八潮市とか、埼玉県内全域で男子トイレ個室にサンタリーボックスの設置が進んでると。それが、隣県とか、あとは愛媛県とか、周辺の市町村、県とか自治体に広がってきているという現状があります。

みんなのトイレ、多目的トイレにサンタリーボックスが設置してあるのは私も知ってはいたんですけども、やはりみんなのトイレは、車椅子とかの方はどうしても車椅子用のトイレがないといけない。けども、尿漏れの方とかは個室のトイレで対応できるんですよ。個室のトイレの中にそういうのを設置して、これはごみ箱ではありません、尿漏れパッドを使用している方のためのものですという表示をした上で設置を進めてるといった現状があって、その中で設置を進めていくことで、市民の方、特に男性のトイレの利用者で、ジェンダー平等のトイレ——女性トイレには設置してあるわけですから、男性トイレにもそういったものが設置されていいんじゃないかということでちょっと取り上げさせていただきます。

今後どのように考えてるのかだけ、もう一度言っていたいただければと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 今後の設置の考え方なんですけども、まず、段下委員が言われているように、尿漏れパッドの交換は小さな個室でもできるとは言っているんですけども、できることならばトイレが広いほうが交換しやすいですし、また、汚れた場合はそういった汚れたものの流し台が必要となりますので、まずはトイレが広く、流し台がある多目的トイレを使用していただければと思っております。

その上で、設置の要望の声が多くて設置という形になれば、まず使用状況であったり、もちろんサンタリーボックスを設置するに当たってはパッドとかを処分する費用とかもかかってきますので、そういったコスト面等の状況を検討した上で設置の検討をしていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、これは今、本庁舎の事例ですけど、例えば市が管理しているほかの施設でも、みんなのトイレはこういうふうにされてると理解していいんですね。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それぞれの施設につきましては、それぞれの所管のほうで設置の検討とかををしていかないといけないと思いますが、聞き取り調査の中で、図書館、カミーリヤ、各コミセンでは多目的トイレに一つサニタリーボックスを設置してあると聞いているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑ございませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先ほどの段下委員の質問に対して多目的トイレを御利用いただきたいということですけど、例えば本庁舎は少ないかも分からないけど、例えば生涯学習センターとかコミュニティセンター、図書館なども御高齢の男性を結構見かけて、どちらかというあの人たちのほうがよく活動されてるような気がするので、その人たちの必要性の声をどのように集めるのかというのは、それぞれの所管のところでしたらいただきたいということを誰が言えればいいんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 所管課ですけども、それぞれの施設の所管課がございまして、それぞれ所管課で寄って話をして進めていただければと思っております。

○委員長（波多江祐介君） 所管課から上がってくるということですか。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 各施設のそれぞれの所管課で決まっています、誰がというのは決まってないところでございますので、こういった声が上がっているのを建物の所管課に集まっていたらいいので、話をしていくべきではないかなと考えておるところでございます。

○委員（段下季一郎君） 関連で民間のアンケートを紹介してもいいですか。民間のアン

ケートのデータがあるんですけど紹介してもいいですか。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 民間の調査では、パッドなどを使う男性40人中25人がサニタリーボックスがなくて困った、もう一つの日本トイレ協会が行ったSNSのアンケートでは、回答した38人が尿漏れパッドやおむつを使って、その7割から捨てる場所がなくて困っているという回答があったということを紹介させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 利用される市民の方の利便性向上に今後も努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

所管課入替えのため、休憩いたします。再開を11時10分にしたいと思います。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務報告に入ります。

まず、出席職員を紹介していただいた上で筑紫野市国土強靱化地域計画（案）のパブリックコメント実施について執行部から報告をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部危機管理課から筑紫野市国土強靱化計画（案）のパブリックコメントの実施について御説明申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 危機管理課危機管理担当係長の森田でございます。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 危機管理課危機管理担当係長の森田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、筑紫野市国土強靱化地域計画（案）のパブリックコメント実施について説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

まず、筑紫野市国土強靱化地域計画の位置づけについてですが、国の国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定をするものでございます。市の国土強靱化地域計画は、国の基本計画及び県の地域計画との調和、市の第6次総合計画と地域防災計画との整合を図りながら策定を行い、各分野別計画の強靱化に関する指針とするものです。

計画期間については、令和4年度、令和5年度の2か年とし、令和5年度に予定しております第7次筑紫野市総合計画の策定時には、一体的な計画として策定ができないか検討を行いたいというふうに考えております。なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢、経済情勢の変化等があった場合には、必要に応じ計画を見直すこととします。

ここで、お配りしております計画案のほうを御覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、目次があって、1ページでございます。この1ページに、計画の概要として、趣旨であったり位置づけ、計画期間を記載させていただいております。

次に、2ページに進んでいただき、4ページまで、第2章として筑紫野市の地域特性で、地勢であったり地形、人口等の記載をさせていただいております。

5ページに進んでいただきまして、6ページまで、第3章国土強靱化の基本的な考え方を記載しております。この章に、対象とする災害であったり、国、県の基本計画、地域計画を踏まえた四つの基本目標を設定させていただいております。

7ページに進んでいただきまして、第4章強靱化の現状と課題（脆弱性評価）でございます。この章には、事前に備えるべき目標を八つ、その妨げとなる起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオとして26項目を設定し、そのリスクシナリオごとに脆弱性の評価を行っておるところでございます。

そして、ずっと進んでいただきまして、24ページまで進んでいただければと思います。

24ページから、第5章強靱化の推進方針を記載しております。第4章で行った脆弱性の評価を踏まえ、それぞれの施策に関する方針を取りまとめたものを、併せて重要業績評価指数（KPI）を設定し、進捗管理を図ります。

また委員会の資料のほうに戻っていただければと思います。

策定等のスケジュールについてですが、パブリックコメントを令和4年6月20日から令和4年7月19日までの30日間、これに係る市民への周知を7月1日号の広報紙、また、ホームページ、SNS等については準備が出来次第更新し、お知らせしたいというふうに考えております。

計画の策定予定は、パブコメの意見を踏まえながら修正等を行い、本年の7月末の策定の予定としております。

説明については以上です。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） パブリックコメントになるんですけど、いろんな施策もパブリックコメントをされてあると思うんですけど、パブリックコメント自体、意見というのはどのぐらいの方の意見があるのかをお願いします。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 申し訳ございません、他にパブコメを実施した計画等がございますが、私のほうで今どれぐらいの件数があったかを把握しておりませんので、件数の見込みというのは分からない状況です。すみません。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 住民としてはかなり気になる内容も含んでいます。今、パブリックコメントで何件になるか分からないということですが、じゃあ積極的にコミュニティに、今、多分地域防災計画なんかも立ててるところがあるので、そういうところにお示しして、御意見をいただくとかいうことは考えているのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現時点では説明会等を実施する予定はございません。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 現時点で予定はないにしても、多分、今後、整合性を取りながらやるということですので、地域防災計画を地域の方は非常に気にしておられる部分があると思うので、やっではどうかという質問に変えます。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 地域で行っております出前講座等を通じながら、策定後

に内容の説明等も加味したものができればというふうに考えます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この策定スケジュールを見ると、パブリックコメントが6月の20日から7月19日まで、市民の周知は7月1日号というのはここからどう……。普通、市民へ周知してパブリックコメントを求めるんじゃないの。どうしてパブリックコメントの実施方法というか……。市民にどういう形で周知しようと思っているんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 6月20日から実施をいたしますので、まずホームページ、SNS等における情報で市民の方に周知したいというふうに考えております。

7月1日号は、今、横尾委員が言われたとおり開始後になりますが、配布の予定が6月の24日というふうに聞いておりますので、できればこのスケジュールでパブリックコメントを進めたいというふうに今、予定しておるところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 逆に、7月1日号でやるとすれば、終わった後にパブリックコメントを求めたほうがより市民からの声が上がってくるんじゃないかなと思うのと、どういうパブリックコメントの求め方をするのか。この強靱化計画をホームページか何かで公開するんですか。これに対するコメントを求めるということですか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 計画案については、ホームページ上に掲載をいたします。そして、情報公開室、それと各コミュニティセンターに配布した上で閲覧に供することとしております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この計画なんですけども、この計画が完了したら、この地域計画の策定を要件として何か補助金をもらえたり交付金がもらえたりするということでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それぞれの事業によっては計画策定が求められている場合がございます。補助採択の要件とされてるものはそういった採択につながるものというふうに考えております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

○委員長（波多江祐介君） 八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 横尾委員が言われましたけど、パブリックコメントが7月19日まであって、そして、修正等を検討して7月末策定予定となっておりますけど、この日程というのはあまりにも日程が短過ぎる。初めからパブリックコメントはないという計画の下にされているんじゃないですか。もう一度、日程を検討されたいかがでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） パブリックコメントにつきましては、予定しております6月20日から7月19日までで進めさせていただければというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） そしたら、7月19日から7月末策定予定まで、いただいたパブリックコメントをどんなふうな検討の課題にする、あるいはどの期間でやっていくのか。この期間、わずか11日間で、まず策定予定までにどういうふうに持っていかれるのか。修正箇所の検討というのがどこで具体的に行われるのか。パブリックコメントの重要性、市民の方からの意見の重要性というのをどんなふうに捉えているのか、もう一回お聞かせいただけたらと思います。

○委員長（波多江祐介君） 宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 言われますように、若干無理があった場合、例えばパブリックコメントで多数の意見が出てきた場合については、7月末に予定してます出来上がりは当然ながら遅れる可能性は十分にあるかと思っております。パブリックコメントで意見が出てきましたら、その要旨を整理の上、市としての対処方針を決めて、訂正をするのかどうか、その辺を含めて検討した上で策定に進んでいきたいと。結果、時間的に7月末を予定しておりますけども、それがもし間に合わなければ、当然8月半ば、8月の末に策定の時期が遅れると見越しているところでございます。十分に市民の意見に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） いや、パブリックコメントなり修正等を検討するという期間と  
いうか、誰が具体的にいつ、どこで検討するのかということ。



○委員長（波多江祐介君） 宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 19日までパブリックコメントをしますので、例えばですけど20日の日、次の日から何件ぐらいパブリックコメントの意見が出てきたのか、まずは意見の要旨の精査に入ります。その後、それぞれの意見に対して市としてどう対応していくのか、対処方針というのを検討した上で、内部で決裁等の手続を経て策定という流れになろうかと考えております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ということは、業務として危機管理課と企画部でされるということではないんですか。

○委員長（波多江祐介君） 宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） それぞれの所管課がございます。先ほどの最後のほうのページにどこが所管するかを書いておりますので、当然ながらそちらとも打ち合わせながらやっていきたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） これにて質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き所管事務調査、避難所に関する協定について御説明をお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 避難者に関する協定についてですが、これに係る資料はございません。本市における避難所に関する協定につきましては、地域防災計画に記載しております5か所の協定締結避難所のみで、民間施設等との協定については現時点での締結がございません。

説明については以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） それぞれのコミュニティとか地域でそれぞれに地域の資源としてある大きな建物とか広い場所とかとお話合いとかはしてないんですかね。何か二日市東コミュニティで防災講座をやってるのでお話を聞いたら、できてるところがあるというのをちょっと聞いたことがあるので、そういう市がしなくても地域がやってるとかそういう話をこちらのほうで把握してないのか。あるいは、どちらかというとも積極的に地域資源を

活用するような行動を市から地域にお願いするぐらいであってもいいんじゃないか。何が何でも市が決めた……。避難所に行けない方のほうが本当は多いですね、現実的には。ごく近くにあるところですぐ避難できる場所を日常にお話合いしておけばいいんじゃないかなと思うんですが、こういう地域においてする協定についてどのように考えているのか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自治会等におきまして独自に協定を締結されてあるところがあることは私どもも承知をしておりますが、市域全体での把握というのは現時点では行っておりません。それぞれの地域の特性がございますので、おっしゃられるとおり市の指定避難所に避難するだけが避難ではないということを私どもでは広くお話しさせていただいておるところでございますので、繰り返しになりますが、地域それぞれの特性に応じて、どういった施設だったとか、いろんなことを考えていただけたらというふうに考えております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） そんなふうに自治会などがしていることは聞いているという範囲でいいのか。市としても、例えば広域に何か災害が起こったときに、避難所以外のところに避難している方をどんなふうに把握するのは最終的には行政の仕事であって、皆さんがどこに避難してるかが把握できてるほうが仕事がしやすいんじゃないんですか。自治会などがしていることは聞いているがという範囲にとどまっているところがちょっと理解できない。なぜそれをきちんと市として把握しないのか。あるいはそんなふうに一部の地域ができているのであれば、よその地域にもそういうことができたほうがいいですよとか、やってみたらどうでしょうかとお勧めしてもいいんじゃないかなと思うぐらいなんですけれども、それはどうなんですかね、考え方として。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 避難所の把握につきましては、必要に応じて避難所以外に避難してある方につきましても自主防災組織等の協力を得ながら、把握しなければならぬケースであればきちんと把握しながら対応していくこととしております。

あと、地域における避難所協定につきましては、市のほうから積極的にいろんな施設との協定というふうなことは現時点では考えてはおりませんが、先ほども答弁させていただいたとおり、それぞれの地域においてまず御検討していただくのがよろしいかと思っております。

当然施設の管理者、所有者がおられますので、そういった方々の御意向というのも出てまいりますでしょうから、まず自主避難所としての協定というふうに私どもは把握をしております。だから限られた区域における対応ということになってくるのではなからうかというふうに思いますので、やはりそれぞれの地域においてまずお話をさせていただく。機会があれば、そういうケースがあるよという紹介をすることについては、必要に応じて検討をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（波多江祐介君） 私のほうから。最後に課長にお話しいただいたことが非常に大切かなと思います。それぞれの行政区で事情は様々違いますし、例えばほかの自治会でそういう取組をしてるんだということを知ることによって、じゃあ、うちも取り組んでいこうかと。市が積極的に進めることではなくても、自治会が自治会の状況によって積極的にいろんな工夫をしていくことが大切なのかなと。

例えば、行政区なのでいいと思うんですけど、私のいる永岡では、山口川も宝満川もあって、何年も水があふれてということで、公民館に行くまでに川を渡らなくちゃいけない。そこには高いマンションがあるので、区長とマンション管理者に相談をしたら、大雨のときには開放しますよ、でも、セキュリティーの関係があるので住民の方の同意が要りますということで、幾つか協力をしていただいている。

例えば、これを下見の地域で、数年前に宝満川が越水するんじゃないかという話があったときに、あそこもいろんな開発の関係で高い建物があって、そういったところを事前に相談に行く。そういった取組がされていることを知ることによって、じゃあ、うちもそういった取組を試みようかとかですね。

例えば、地元だったら山も多いので、土砂崩れとかをテレビでよく目にする中で、この地域の方については、近くの企業の建物があるのでそこに行っていいですか、それは受け入れていいですよと言って、今、どんな懸念があるかなということをしてるんですけども、何か各行政区での取組を各行政区が知ることによっていろんな取組がなされていくことが、最終的には公助では行き届かない自助であったり共助であったりという地域で取り組めることの積極性につながるのかなというふうに思います。

何かしら出前講座とかいろんなところで紹介されることが、結果的には人の命に関わることにつながっていくのかなと思いますので、そういった観点で、行政の入れるところ、自治会でやるところは積極的に取り組んでいただけたらなというふうに思います。

ほかに質疑のある方は。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） これにて質疑を打ち切ります。ありがとうございました。  
所管課入替えのために休憩をいたします。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、桑野部長がお見えですので御挨拶をいただき、また、出席の職員の方の御紹介をお願いいたします。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） おはようございます。企画政策部、桑野でございます。

今回、総務市民常任委員会におきまして、企画政策部より3件の所管事務について御報告いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

報告をいたします職員を紹介いたします。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） 企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） デジタル政策担当係長の力武でございます。

○デジタル政策担当係長（力武晋平君） 力武です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、高齢者運転免許証自主返納等支援事業について執行部から報告をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、高齢者運転免許証自主返納等支援事業について説明をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、高齢者運転免許証自主返納等支援事業の概要という資料を御覧いただけますでしょうか。

まず、目的でございます。高齢者の公共交通機関の利用を促進するとともに、自動車等

の運転による交通事故を予防するため、運転免許証を自主返納した高齢者及び運転免許証の更新を受けなかった高齢者に対して支援を行うものでございます。

次に、対象者でございます。運転免許証を自主返納または更新を受けなかったことにより失効した70歳以上の市民を対象としたいというものでございます。

次に、支援の内容でございます。1人1回に限り、以下のいずれかの支援を実施したいと考えております。まず、一つ目が筑紫野市コミュニティバスつくし号専用乗車券の交付、2点目ですが、御笠自治会バス専用乗車券の交付、3点目に交通系ICカード、nimocaカードを想定しておりますが、これを交付するというものでございます。

次に、申請方法でございます。運転免許の取消通知書等及び本人確認書類を準備の上、危機管理課窓口で申請手続を行っていただきたいというものでございます。

次に、予算でございます。まず、歳出予算でございますが、先ほど委員会の中でも御審査をいただきましたが、報償費として250万円、そして、需用費として12万円、合計262万円を計上しております。

次に、歳入予算でございますが、こちらは県支出金として62万5,000円を計上しているところでございます。

最後にスケジュールでございます。補正予算の成立後でございますが、nimocaカード等の調達、そして、コミュニティバス乗車券等の印刷、筑紫野警察署ほか関係機関への周知などを行いまして、8月上旬、可能であれば8月1日を予定しておりますが、事業を開始してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この件は一般質問でこの数年間にわたっていろいろと質問されていたけれども、そのときはずっと、まだちょっとそういうことは考えておりませんという答弁だったけど、急にこういう支援事業が決定した背景を教えてください。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 私どもといたしまして、やはり運転免許を返納した後も自家用車がなくても移動できる交通体系が必要だという観点から、これまで公共交通体系の充実のほうに力を入れさせていただいたところでございますが、一方で、昨今、高齢者

による重大事故の発生などを報道等で目にする機会も非常に増えておりますので、これまでの考え方を生かしながら運転免許返納を促進するための施策に今後は取り組ませていただきたいという考えで始めさせていただくものでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） さっきの補正予算の中でも段下委員がいろいろ聞いてあったんですけど、結局、これはニンジンをおろして1回食べたからおしまいみたいなね。じゃあ、返納して1回もらって、それがどれだけの日にち使えるかちょっと分かりませんが、その後は何もなしと。施策と言うなら、やっぱり長くサポートしてやるのが施策じゃないかなと。返納してもらうがためにニンジンをおろすというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよね。その辺を考えていかないと。じゃあ、もらって使ってなくなったら、その人はその後どうやって買物とかに行くの。自費で行かなきゃいけないの。それは自費で行ける人はいいけど、そうでない人もいるでしょう。やっぱりその辺はもう少し行政としてしっかりサポートを考えてやるべきじゃないかと思えますけど、その件についてお伺いします。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今回、この制度につきましては、お一人につき1回限りという形に設定をさせていただいているところでございます。この1回の機会を活用して、これまで自家用車で主に移動をされていた方というのは、恐らく公共交通機関はふだん利用されていなかった方が多いのではないかと想定の下、こういうチケットなどを配付させていただくことによって乗り慣れていない公共交通に慣れていただき、その後の移動を円滑に行うことができるよう、市として支援をしてまいりたいというものでございます。

鹿島委員がおっしゃる持続的という点も非常に大きな課題であるとは考えておりますが、現時点では県の補助制度そのものがお一人につき1回という制限を設けておりますので、その点については今後、県の動向をしっかり注視して、その時々状況を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） ホームページも3段階から2段階になって改善されたことについては、非常に感謝を申し上げます。

これは令和4年度の1回限りですか、それともずっとこれからこの施策についてはされていくという理解でよろしいですか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 現時点では、予算につきましては、令和4年度の予算を御審査いただいている段階でございますので、予算については令和4年度だけとなっておりますが、現時点で何月何日をもって終了するという事は予定をしていないところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） すみません、さっき財政課のほうで何度も聞いてしまったんですけど。さっき言われたように、鹿島委員の質問に対して継続的に行うには課題があるということで、県の分は1回限りで2分の1しかないということなんですけど、何かほかに使えるような国の制度とか補助というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今の御質問ですが、県が現在設けておりますこの補助制度よりもより条件のよいものがあれば、できれば私どもも活用したいというふうに考えておりますが、現時点ではこれを除いて適当なものがない状況でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 私から1点だけですね。これからいよいよ始まったなと思っています。近隣市町村でも取り組まれていて、今回、県の補助でいよいよそういった支援に取り組んでいく中で、例えば、後でもあるんですけど、コロナ対応の地方創生交付金を活用して、例えばそれぞれの車にICTの装置をつけるとかというのは……。例えばこれは三つから選べて、コミュニティバス利用、御笠バス利用、もしくはnimocaと。nimocaを持ってらっしゃる方も当然いらっしゃると思うんですね、自動車に乗っても電車に乗られる方とか。そういういろんなことを考えたときに、例えばコミュニティバス、御笠バスにしても限られた車両なので、当時は費用がかかりますと。設置するにはですね。ということを考えたら、今後、利便性を図って、安全対策にも関わり、また使っていただくことを考えるならば、コロナ対応で非接触とか、そういった形で車両を先に、もしくは同時に少し整備とかをして、例えば一括のICTで。御笠の方は御笠しか乗れない回数券じゃなくて、例えば御笠バスを利用して、実はこれから高齢になられれば、コミュニティ

バスを乗り継がれて買物に行かれたり、いろんなどころに行かれたりという。結局、車がなくなると行動範囲が狭くなってしまいうんですね。ということを考えたら、いろんなどころに行かれたり、会われたり、話されたりという機会が行動範囲が広くなれば変わってくるのかなと思うので、今はこの3種類から選ぶ形になっていますけど、そういったほかのことを活用して車両にそういった機能をつけるという考えはなかったんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 各車両に交通系ICカードに対応した機器をとということですが、交通系ICカードを私どもが様々調査研究する中で、導入に要するインシャルコスト、そして、運用のために必要となるランニングコスト、いずれも地方創生交付金でも手に余るぐらいの非常に高額なシステムとなっておりますので、今後も引き続き調査結果をしまいいりたいと考えているところでございます。

一方で、今、委員長から御意見いただきました非接触への対応でございますが、以前から運転免許返納と同じく検討をしておりましたコミュニティバスへのキャッシュレス決済の導入について、現在、運行事業者、そして、決済事業者ともろもろ手続を進めておまして、早ければ7月上旬からでもキャッシュレス決済での運賃の支払いが開始できるよう、準備を進めています。このような形で、本市として可能な部分から適切に非接触の対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） それでは、これにて質疑を打ち切ります。

続きまして、新型コロナ対策、物価高騰対策に係る補助金について御説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 新型コロナ対策、物価高騰対策に係る補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という国の交付金が活用できることとされておりますので、概要を説明させていただきたいと考えております。

まず、1点目、交付金の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活、暮らしへの支援、ウィズコロナ禍での社会経済活動の再開等により、地方創生を図るため地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付するというものでございます。



なお、米印に記載をさせていただいておりますが、本年4月以降は原油価格・物価高騰対策等においても活用が可能とされております。

次に2点目、交付対象等でございますが、交付対象となりますのは、実施計画を策定する地方公共団体、都道府県、市町村とされております。

次に3点目、使途でございますが、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する以下のような取組に充当可能とされております。まず、1点目が感染防止策の徹底に向けた対応、そして2点目が、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援に向けた対応、そして3点目が、ウィズコロナ禍での社会経済活動の再開に向けた対応、こういったものに充てられることになっております。

そして4点目、事例集についてという部分でございますが、本交付金につきましては、国、県が提示するメニューから事業を選択するという形は取られておりませんが、地方自治体における検討の参考とするため事例集が国から提供されています。事例集の例を掲げさせていただいておりますが、まず、例の左側の新型コロナウイルス感染症に対する対応という資料でございまして、こちらは内閣府が提示をした活用事例集でございます。そして右側、地方創生臨時交付金を活用した観光産業支援についてということで、こちらにつきましては、国土交通省が提示をした観光産業支援に関する事例集となっております。このような形で各所管省庁から県を通じて市の各事業所管課のほうに事例集の提供がなされています。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 新型コロナウイルス感染症対策ということで、かなりの国庫からのお金が地方に流れてきているんですね。筑紫野市においては使い方が控え目というか、補正予算を見ても限られた本当に必要なものだけやっけて、新聞などの報道で、よその自治体があればやっけてる、これもやっけてるというのをよく目にするんですけど、改めて内閣府のホームページを見ると、全国の活用事例がかなり載ってるんですね。

筑紫野市において補正予算に計上されるまでの過程として、今ならこういうことに使えますよというので、各担当課に何か今使いたいものはないか、何か事業化したいものはないでしょうかとか、この内閣府なり全国のを見て、うちでも応用できるものはないかとい

うことを呼びかけられて今の補正予算を計上しているのか、それが1点目のお尋ねです。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 補正予算はどのような形で計上しているのかという点でございますが、先ほど申し上げました事例集等を国から示されておりますので、市の内部におきましても、例えば部長会議、部課長会議等、様々な機会を捉えて各課のほうに交付金を活用した事業の検討、それから、情報収集等を依頼、指示しておりますし、当然各課のほうにも、それぞれの事業、施策を所管する省庁のほうから様々な事例集の提供、それから、助言、指導等が行われておりますので、適切に情報収集等が今なされているものと考えております。こういう内部での呼びかけ、そして、国、県等からの助言等を踏まえて、現在立案しておりますコロナ対策事業が補正予算として計上されるに至っている状況であるとと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 特に交付金の目的の4月26日以降の米印のところですよ。やっぱり今、世界的には、ウクライナが戦場になって、世界の穀倉地帯と言われてるウクライナでの農業生産がかなりの年数滞るかなと思って、既に春の小麦粉の値上がりは断片にしか過ぎないと、本格的な物価の高騰というか、農産物への影響はこの秋から始まるということが様々なマスコミで言われてる中で、筑紫野市は結構農地がある中で、休耕田、あるいはこれから耕しても使えそうなものが、筑紫野市のためだけではなくて日本のため、食料自給率を上げるために使っていんじゃないかなと思う。世界的にも輸出できるようになれば一番いいんだけど。

そういう視点で見ると、そういうものってちゃんと事例の中にあるんですね。今、米農家に対する支援であるとか、特に観光産業とかが落ち込んで、お米の生産をする気がなくなってきた農家に対する次の年の作付に対する補助であるとかを実際にやっているところもあるし、あるいは今から小麦を作るといふところもある。そういうふうな活用の仕方というのを筑紫野でも考えてもいいんじゃないか。

今のお話で言えば、本当は農政課からそういう話が出てくれば予算化したのではないかという話になるのかも分からないんですけど、企画政策として、国からこういうものがあつたら各課が上げてくるのも必要だけど、課としてこれは使えないだろうか、これはできるんじゃないだろうかという視点で考えていただいたら、多くの事例が……。

私が見たのは内閣府ですけど、内閣府のホームページを見るといろいろなものがある。その中で地域未来構想というのがジャンル別に書いてある。地域別にこういう取組がある、人口別にこういう取組がしてあるというのを、それぞれテーマ別にすごく丁寧にホームページへアップされてるんですね。その辺の情報をもうちょっとつかんで、今なら世界的な食料不足に対応するようなことを考えてもいいんじゃないかなと思っているんですよ。

そういうことは、担当課に振ってしまったら企画としては考えられないのか。ちょっとその辺をお聞かせいただきたい。あるいは、こういうのも使えるんじゃないかなということも農政のほうに返してもらってもいいんじゃないかと思うんですよね。その辺の考え方はいかがでしょうかね。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金を活用するまでの検討過程についての御質問かと思いますが、当然、企画政策課といたしましても、先ほど委員の御質問にございました様々な事例集、特にホームページなど、今、非常に充実しておりますので、そういったものを通して各課に情報提供、検討の呼びかけ、こういったものは継続してまいりたいというふうに考えております。

ただ一方で、実際に事業を実施するとなりますと、やはり地域の実情をつぶさに把握しております所管課が中心とならざるを得ない部分がございますので、今後も引き続き企画政策課、それから、各事業の所管課が連携をして本市の新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策がより実情を踏まえたものとなるよう、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

今いただきました小麦生産等に関する御意見につきましては、今後、様々検討を進める上での参考とすべき貴重な御意見として賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 様々な施策がこのように事例集に書いてあるわけですけども、コロナの交付金、いわゆる先進自治体とかで行われて結構評判がよい政策が列記されていると見たときに、例えば買物弱者対策としての移動スーパーのとくし丸とか有名なものとか、あとは感染者の子どもの一時的預かり事業とか、あとは健康支援事業、うちの市でもやってる健康ポイントですね。あと、県がやっているやつもあるんですけど、高齢者のフレイルが問題になって、健康づくりとかの面でも、ふくおか健康ポイントアプリというのが

あるんですけど、ポイントを集めても対象になってる店舗は3店舗しかないんですよ。昨日見た時点ですみね。

そういうもので、高齢者のフレイル対策、虚弱対策とかですね。コロナ禍で直接、高齢者の方の健康状態が悪化してるわけですから、そういったものにお金を使うとか、あとは、子どものメンタルがコロナ禍においてかなり悪化すると。福岡県内でも毎年20人から30人以上の子どもの自殺により亡くなってる。この5年間で140人以上が亡くなっている。そういうメンタルなんかを考えたときに、コロナの交付金のパッケージの100番にオンラインカウンセリング事業とかあるわけなので、私は一般質問のほうでもRAMP Sというものを取り上げますが、コロナによって直接影響を受けている子どもがいるわけなので、子どもまんなか社会とか子ども条例に基づいた市政の運営ということ考えたときに、そういったことにももうちょっと予算をつけていただきたいと思うんですけど、その点、どのように考えてあるのかということをもう少しですね。コロナに直接影響を受けてることなので、その点の考え方についてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、それこそ令和2年1月に国内で確認をされて、2月には全国的に非常に広がっていったという状況かと記憶しています。それ以降、現在まで完全に収束するには至らず、今、委員の御質問の中にもございました高齢者の健康であったり、子どもさんのメンタル面をはじめ各産業、それから、様々な市民の生活に非常に多大な影響を及ぼしてるところでございます。そのため、本市といたしましても、例えばお子さん方の健康という観点から言いますと、健康診断をより充実したものとするために、令和2年度にはフォトスクリーナーという機器を導入して健康診査の内容の拡充を図ってきたりしてきた経過があります。

今いただきました子どもさんのメンタル対策、そして、健康ポイントアプリ、こちらについては県が取り組んでいるものでございますので、市としてどういうふうに関わるかという整理は必要かと思っておりますけれども、今後も地域の様々な実情を踏まえながら、本市にとって最適なものを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、今いただきました御意見等も貴重な御意見として賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君）　ちょっと私から質問ですけど、私は、コロナ対策については、今、国が投資へとかかじを切ってる中で、このコロナ臨時交付金というのはずっと続くものではないと。このピンチをチャンスに変えるには、やっぱり市町村に応じたものを取りに行き、それが結果的に、平常時においてスタートするにはハードルが高いものがこれを活用することによって動き出し、また内容によってはそれを維持するのは大変だけでも、必要なものはこれを活用しながらスタートを決めていくというところで、先ほどお話がありました各所管の方がメニューを拾いに行ったり見に行ったりする中で、企画政策課と各所管課、例えば、財政課ではなくて企画政策課のほうがこの交付金について来られているということで、こういった発信をされているのかなど。例えば、私は農業従事者ですけども、これは10年以上前ですけど、今の燃料高騰とか物価高騰ではなくて軽油が上がってきたときにそういった補助があって、私は半額なんです。農業に使う軽油の額がですね。でも、これはそれを知ってたから申請して減免になってるんですけども、知らない方も多かった。それを広げてその対象になる方が増えたんですけども、今は肥料も上がる、燃料も上がる、天候も悪い、収量も安定しないという現状の中で、さっきちょっと紹介があったんですけども、このコロナ交付金を活用して、例えば茨城県で米1反当たり5,000円の給付をしますと。これはさっき言ったように一時的なものではあるんですけども、その要件が農業計画書を出している、もしくは農協の共済に入っていると。この二つというのは農業をする以上必須なんです。ということは、農業をされてる方はほぼ対象ということを鑑みたときに、例えばこういったメニューも所管課が見られたりして、じゃあ、取りに行けるのではないかというふうになってなければ、企画のほうでアプローチされるのかということから辺がちょっと。根本にあるのは、長く続かない、国のお金が地方に。それは、地方がそれで活用して活力をという中で、それを取りに行くにおいて一つ自治体としてどういうふうな関連性で進めているのかなというお尋ねなんですけども。

○委員長（波多江祐介君）　桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君）　まず、今回の様々な対策、中尾課長が話したとおりですけども、やはり事例集を見ましても全国様々な取組をしてあります。筑紫野市でも当然全て事例を見て、一番市民のためによりいいものをと、補助金も各自治体で当然に枠がありますので最大限活用したいと、最大限喜んでいただきたいというところがベースです。

そうした中で今回、様々な事業を考えて御提案したわけですけども、先ほど辻本委員のほうからお話がありました例えばの話でありますけども、ウクライナの問題、また、世

界的な天候不順等で小麦が高騰して、また、小麦が不足するであろうということもこちらのほうでつかんでおりますので、原課と話をしまして、なるべく即効性がある、農家のほうが喜ばれて、具体的にできる内容で何か取り組めるかを原課のほうに投げかけたところ、補助金を使ってすぐ具体的な取組ができるという部分ではございませんでした。けれども、事例も含めて世界的な情勢、また、市民の皆さんが市に何を求めているかというのを常に企画としては把握して、また、それぞれの原課のほうもそういう観点で業務に取り組んでいただけるように連携を図ってるつもりではございますが、やはり議員の皆様方も市民の皆様から様々な声をいただいての今回、委員会での御質問であると思っておりますので、それらの御意見を十分こちらのほうでいただきながら、今後も努めてまいりたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） それでは、これにて質疑を打ち切ります。

引き続きいいですか。企画政策課までよろしいですか、引き続きでも。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは、引き続きデジタル田園都市国家構想について執行部から説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、デジタル田園都市国家構想について説明を申し上げます。

まず1点目、構想の背景でございます。デジタルは地方の社会課題——人口減少、過疎化、産業空洞化等でございますが、これを解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉である。このため、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進する。

このような背景の下、2点目、意義・目的でございますが、様々な社会課題に直面する地方において、デジタル技術の進展を背景に、その活用によって地域の個性を生かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速する。構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上などを通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、言わば全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す。これにより東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進するというのが、この構想の意義・目的でございます。

次に3点目、構想実現に向けた取組方針でございます。まず、左上の黄色の枠でございますが、解決すべき地方の社会課題として、人口減少、少子高齢化、過疎化、東京圏への一極集中などの課題が掲げられております。これを解決するために、真ん中の青色の矢印の部分でございますが、デジタル実装を通じて社会課題解決、魅力向上の取組をより高度、効率的に推進をするとされております。下側の青枠の部分がデジタル実装の具体的な内容でございますが、デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、いわゆる5G等のインフラ整備、マイナンバーカードの普及促進等に当たるものかと考えております。また、デジタル人材の育成確保、デジタル分野の職業訓練の充実等になろうかと考えております。これに加えて、3点目が誰一人取り残されないための取組ということで、スマホ教室の実施等、こういった取組を通じて右上、オレンジ色の枠の部分でございますが、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決ということで、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくる、地域の特色を生かした分野横断的な支援、こういったものに取り組んでいくというのが構想実現に向けた取組の方針でございます。

次に、4点目、国における構想の今後の進め方でございます。令和4年6月に示されましたデジタル田園都市構想基本方針（案）の中で打ち出された考え方でございますが、黒枠の中でございます。デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定でございます。国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、構想の中長期的な基本的方向を提示するデジタル田園都市国家構想総合戦略を今後策定するとされております。これを受けまして、地方公共団体は新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改定し、具体的な取組を推進すると定められているところでございます。

このように、現時点では国における具体的な施策は定まっていない状況でございますが、一方、本市では、先ほど説明した新型コロナの交付金を活用いたしまして、令和2年度はコンビニ交付、令和3年度は公共Wi-Fiの整備、そして、本年度は公開型GIS——地理情報システムの整備など、対応可能なものから順次デジタル化を進めている状況でございます。このような形で引き続き国、県の動向を注視しながら、本市にとって最適な形で行政手続等のデジタル化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） このデジタル田園都市国家構想、例としていろいろなものが挙げられてるんですけど、子育て支援策とかでオンラインの子育て相談とか母子健康手帳アプリの導入とかを例に挙げてあるんですけども、そういったこととか何か予定しているもの、今から考えているようなものはあったりするんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） このデジタル田園都市国家構想でございますが、国の基本方針は示されておりますけれども、具体的な施策の中身をまとめることとなります総合戦略がどのような形で今後定まってくるのかというのが、現時点では未定の状況でございます。そのため、本市といたしましても、この構想に基づいて今後具体的な取組をどうしていくのかというのは、今の段階では定まっていない状況でございますが、国、県の動向を見て、本市における総合戦略の在り方などをその時々状況を踏まえて適切に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、デジタル田園都市構想基本方針（案）が6月に示されたということで、6月10日に締切りは終わってしまったんですけど、国が全国の自治体に対してD i g i田甲子園か何かそういう名称で、各自治体からいろんな案を募集してる企画があったんですね。それこそ今言われたような、例えば子育て支援課なり、子育てのほうで必要、あるいはI Cチップを使った高齢者の、今は言わないけど徘徊を防止するようなもの、今の社会だからデジタルを応用して、今まで人手だけではできなかったことをやるという案をね、それこそ何度も言うように、企画だけで考えるんじゃなくて、全課で今必要なデータとして、こういう競い合いがあるよと、国がこういうことを募集してるよということをお知らせした上で全課から何も出てこなかったというなら分かるけど、何もそういうことも皆さんにお知らせしないままに、もう締切りが終わっちゃったと私なんかは思ってるんだけど、D i g i田甲子園の話は御存じですか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） いわゆるD i g i田甲子園と称するようではございますけれども、その取組そのものは存じております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。



○委員（辻本美恵子君） 分かってたとしたら、じゃあ、それは全課にこんなことやりませんか。少なくとも若い世代でもいいですよ、こういうことを考えられませんか。今回の応募できなかったとしても、それぞれの課で、ああ、こういうことがあったらいいねということが積み重なって行って、筑紫野市のDXというのを次の段階に進めていけるのではないかなと。あらかじめこれはやれるからやりましょうというんじゃなくて、こうやれたらいいねという姿がみんなの頭の中であって、次、これを具体化しようというふうになっていくんだと思うけど、まずそういう投げかけが上のほうから来なかったら、各課は考えられないのではないかな。少なくとも何かこういう情報があったら全課にお尋ねする。全課が一つになって筑紫野市の新しい施策を考えていくという姿勢がなくて、企画だけで考えてしまったら広がりもない、大きくも展開できないのではないかなと思って。

さっきからずっと同じですよ、姿勢としては。企画政策としてはほかの課の要望とか、ほかの課がこんなことを考えてるとかいうのを吸い上げる、あるいは皆さんも考えてほしいということ投げかけられたらいいのではないかなと。せつかくの機会を……。国がこんなふうに言ってきて、これにはもちろんパイロット事業だからお金もついてくるということでは、うちは本当に何も考えないのかなと思ってしまうんですね。なぜその投げかけをしないのかなという。言ってもせんないかもしれないですが、どう考えておられますか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 各課への投げかけという点でございますが、デジタル田園都市構想甲子園に出場しませんかという形での投げかけは行っておりませんが、昨年、デジタル庁が設置をされて以降、DXの推進も地方公共団体に求められる大きな役割となっております。そのため、企画政策課のほうから、今年4月にも各課にデジタル庁の方針等を踏まえてDX化、ICT機器の活用を通して市民の利便性が高まる、市民サービスが向上するような取組が様々検討できないかという投げかけを通知文書という形でさせていただいております。現時点では、既に予算化をさせていただいてる公開型GISなどに取り組みさせていただくことにしておりますが、このような形で各課へも投げかけ、情報提供を行っておりますので、今後、より充実した内容の取組を内部で検討して、提案できる日が近い将来来るのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 基本的に全課の職員にDXに対応するような、これからの社会

に対応するような、デジタル庁が求めているような自治体の在り方について研修会なんかもしてるといいますか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、今の段階で既に実施をしておりますのは、各種資料などを用いてDXの取組を文書の形で各課に示しているところです。各課職員への研修等につきましては、今後、外部有識者のノウハウなども生かしながら効果的な研修の在り方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 今回、デジタル政策担当というところができたとと思うんですけど、例えば令和2年はコンビニをしたと、令和3年はWi-Fi、また、令和4年はGISの取組ということで、これは「国は2024年度までに地方創生の基本的方向を定め」と書いてありますけど、例えば令和5年度は一つの目玉としてこういうことをやろうみたいな具体的なものは、今、検討されてあるんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 令和5年度の取組につきましても様々ございますけれども、現段階ではこの場で御説明できるような具体的なものではございませんので、また、検討状況に応じて内容が固まった段階でお示しするようになるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。段下委員。

○委員（段下季一郎君） さっきの辻本委員の研修との関連なんですけども、パソコンの更新によってオンラインでの研修体制が整ってきたのかなということを考えたときに、やはり先進自治体とかの施策についてある程度学んだり、頭の中に入れてないと、それを活用したりとか応用したりということはやっぱり難しいのではないかなと思うところがありまして、研修の充実とか研修の有用性とかについては、職員の方もアンケートを見ると感じているということなので、さらに先進自治体の例を学ぶといったことも含めて充実させていく必要があるのではないかなと思うんですけども、その点についてはどのように考えていますか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 研修の在り方でございますが、いわゆるオンラインで学べるような一般的な研修なども当然必要かと思いますが、今、段下委員がおっしゃったように、今まで本市が持っていなかったようなノウハウ等を学ぶ機会も非常に重要だというふうに考えております。こちらにつきましては、外部有識者から様々なノウハウを提供いただく取組を、今現在、県が検討を進めておりますので、そういう有識者の皆さんのノウハウ、それから、経験などをいろいろ市政に活用できるような研修の在り方というのを、検討しております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。再開を13時といたします。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午後 0 時19分

再開 午後 1 時00分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えです。出席の職員の御紹介も併せてよろしくお願ひします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 市民生活部長の杉村です。所管事務調査 1 件、委員の皆様、何とぞよろしくお願ひいたします。

担当しております市民課職員が自己紹介をいたします。

○市民課長（江中 誠君） 市民課長の江中でございます。よろしくお願ひいたします。

○整備担当係長（下川玉貴君） 市民課整備担当係長の下川でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、マイナンバーカード登録進捗状況及び紛失時の対応について執行部のほうから説明をお願ひいたします。

江中課長。

○市民課長（江中 誠君） それでは、マイナンバーカードの登録進捗状況及び紛失時の

対応について御説明させていただきます。

お手元に市民課の所管事務調査資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

まず、5月末時点での本市のマイナンバーカードの申請件数につきましては4万8,550件、申請率は46.4%となっております。

次に、交付件数につきましては4万6,360件、交付率は44.3%となっております。参考としまして、国、福岡県の5月末の交付率を記載しております。

申請件数と交付件数に2,200件ほど差がありますが、これは申請されて受け取りに来られていない件数になります。長期で受け取りに来られていない方につきましては、早めに受け取りに来ていただきますよう、再度通知を行っておる状況です。

次に、交付件数の推移です。表の上段が累計の交付件数、下段が単年度の交付件数となっております。ここ2年は、マイナンバーカード新規取得者へのマイナポイント5,000円分の付与や、昨年6月から本市で開始しました住民票等のコンビニ交付サービスなどで交付数が伸びています。今後も、6月30日から始まりますマイナポイント第2弾、保険証としての利用申込み、それと、公金受け取り口座の登録でそれぞれ7,500円分ずつのポイントが付与されるというものですが、このマイナポイント第2弾が始まることで交付件数は増加していくものと考えております。

次に、紛失時の対応についてです。マイナンバーカードを紛失された場合は、まず、国の個人番号カードコールセンターに連絡をして、カード機能の一時停止を行っていただきます。こちらは24時間365日対応しております。こちらを行うことによって、健康保険証としての利用やコンビニ交付などができなくなります。また、外出先で紛失した場合は警察に遺失届を出していただき、どうしても見つからない場合につきましては、市役所でカードの紛失・廃止届を提出してもらって、マイナンバーカードの再申請を行っていただくという流れになっております。この場合は再交付手数料が1,000円かかってまいります。

紛失時の対応につきましては、マイナンバーカードの交付時にお渡しする利用案内のチラシにも記載しておりますし、口頭でも説明させていただいております。また、実際に紛失した際は、その方から電話でお問合せがありますので、紛失時の対応につきまして丁寧な案内を心がけております。

なお、マイナンバーカードのICチップに搭載されていますのは、住所、氏名などといったマイナンバーカードに記載されている情報などで、税や年金などプライバシー性の高い個人情報につきましては記録されておられません。また、コンビニ交付などのサービスを

利用する際は暗証番号が必要となり、一定回数以上間違えますとロックがかかるようになっておりますので、万が一カードが他人に渡っても個人情報が全て漏れてしまうことはありません。

説明は以上になります。

○委員長（波多江祐介君） 説明いただきましたけど、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 確認なんですけど、更新をする時期があると思うんですけど、未成年と大人に関しては更新の時期というのはどうなのかなと思ひまして、お願いします。

○委員長（波多江祐介君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） マイナンバーカードの更新時期につきましては、18歳以上の方は10回目の誕生日まで、18歳未満の方は5回目の誕生日までとなっております。ちなみに、マイナンバーカードに搭載されてます公的個人認証の分につきましては、全ての年齢の方が5回目の誕生日までとなっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 非常にメリットの部分は物すごく国もしっかりやって、保険証になったり運転免許証に代わったりというメリットの部分は物すごく説明があるんですが、先ほど言われたデメリットの部分ね。今言われたようにICチップの中には住所、氏名しか入っておりませんと。本当にそうなのかなと。あれは何桁かな、12かな、入ってる数、あれから実際読み取るようになってるんで、本当に住所氏名の情報だけですかねというのは再確認をしたいと思います。

それから、コールセンターに電話しなさいとなってるけど、皆さん、コールセンターの電話番号を知ってますか。多分知らない人ばかりだと思います。私は、調査を依頼するに当たって、コールセンターとはどこかなとってカードの裏を見るとその番号が書いてあったんで、今、あえて携帯の中に入れてるんですけど、そういう形でいくと、市民の人はパニックの状態でどこに電話するのかなということをまず思われるだろうなど。

だから、質問は2点です。

ICチップの入ってるのは住所、氏名だけで、本当に個人情報は入ってないのか。今度

のマイナポイントをもらうときには貯金通帳を持ってきなさいというふうになってますよね。横尾さんなんかは数億入ってると思うんで、そんな数億入ってる貯金通帳なんか誰も持っていきませんよ。だったら、新しい空の貯金通帳を持っていきやいいのかなということも思うんで、要は、今45%ぐらいですけど、恐らくこれから一気に伸びていくというのはね、これからは、私が言ったようなことをちゅうちょされてる人ではないかなということも思うんで、もう少しこれを上げていこうと思うと、そういうデメリットの部分もきちっと言って、そして問題ありませんよということを周知していかないと、これから伸びてこないのではないかなということも思うんで、その辺りをちょっと御説明いただけたらありがたいです。

○委員長（波多江祐介君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） まず1点目、マイナンバーカードのICチップの中に入っている情報ですが、先ほども申しましたようにマイナンバーカードの券面に記載されている内容が入ってるだけになります。税とか年金の情報は、御自身でマイナポータルサイトというサイトに4桁の暗証番号を入れてもらってICチップを読み込んでもらって、そういうことをクリアしましたら、マイナポータルサイトの中で、税金が幾らになってるとか、年金が幾ら支給されているという情報が見れることになっております。なので、チップの中に情報が入っているわけではなくて、マイナポータルサイトというところで確認ができる形になっております。

2点目、紛失した場合に市民の方が混乱するということで、どうしたらいいか分からないということで、確かにそうなっておりますので、カードにも記載はされておりますし、先ほども説明いたしました、カードを交付する際に、なくされた場合の連絡先を記載したチラシのほうもお配りしております。なくなりましたらすぐお電話がかかってくるので、そこでなくなった際のやり方等を説明しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） 私も大分前につくって、最初は財布に入れとったけど、あんまり使うところがないもんで、自宅の別な財布の中に眠ってるような状態です。もうちょっと利用頻度というのが上がらないものかなと。免許証でもいいし、マイナンバーカードでも

いいしみたいな。それとか、今、コンビニで住民票を取れると。私も取ったことないからよく分からないんですけど、ここに来て取るのも結構手書きで面倒なので、簡単に取れるんだったらここにも交付機械を、高いんでしょうけど置いてもらえともっと便利になるのかなと。

今、デジタル化、デジタル庁と、さっきもデジタル化の話があって、役所内で文書で回したと。デジタル化を文書で回すというのは面白い——面白いと言ったら失礼かもしれないけど、デジタル化ならせめてメールで回すとか、そういうふうになっていくべきかなと思うし。だから、これが使い勝手があるものにどんどん変えていかないと。ポイントあげますからというのでみんな作ってるけど、恐らくみんな家で眠ってると思うんですよ。だからそういうのを、ここだけじゃなかなかできない部分もあるでしょうけど、今後、そういった部分も考えていただければなという要望でございます。

○委員長（波多江祐介君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） 鹿島委員が言われるように、今は利用機会が少ないということで、市独自としましては、昨年6月に始めましたコンビニ交付は、開始当初に比べて今は2倍ほど利用者が増えている状況にありますので、それを進めていきたいということと、健康保険証が使える病院も少しずつ増えてきておりますので、その部分で利用機会も増えてくるかなと思いますが、市民課で言いますと、これは全国的に国の施策で転出がマイナンバーカードでできるようになる予定ですので、その分につきましても少しずつ増えていくのかなと思ひまして、国のほうも利用を増やすためにいろんな施策を考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、交付率が44.3%ですけど、思うに、筑紫野市の人口が10万5,000人で、1人1枚だけど、恐らく年齢の低い方はあんまり持ってなくて、大人の人がほとんどではないかなと思うんですけど、何%までこれを進めていけばいいのか。あとは、それこそ子どもさんが持つ年代別の持ち具合というのはどれぐらいなのか。小さい子どもたちが持つても活用する場面があるのかどうかね。でないと、5年ごとにやるというのも、何も使ってないのにまた5年たってやらないといけないというのはちょっと面倒なのではないかなと思う。年代別の所有率、また、今言われたように子どもたちの活用

方法みたいなのも何かあるのかなと思ってるんですね。高齢者は絶対必要だと思います。あれば書かなくて済むから。

○委員長（波多江祐介君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） まず、何%まで進めていくのかということなんですけど、国としましては、今年度末に100%と掲げておりますので、これに基づいて市のほうも進めているというところがございますが、年代別の所有率という統計が出ておりませんので、体感的な回答になりますが、若い方というか、18歳未満の方につきましては、ポイントをもらうために親が申請をされて所有されてる方が増えておられます。

何に利用できるのかというのは、コンビニ交付で子どもさんのカードでも住民票が取れるとかになりますが、今の国の施策では、特に子どもさん独自に何か利用できる状況にはありません。今後、利用を進めるために子どもさんも使える何かを国のほうで考えられるものかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） じゃあ、これにて質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午後1時14分

再開 午後1時17分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その他で特に委員から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは、これで総務市民常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

—————・—————・—————  
閉会 午後1時17分